

## ○羽島市自治会によるボランティア活動支援報償金支給要綱

令和3年3月29日

告示第62号

(趣旨)

第1条 この要綱は、コミュニティ活動の中核をなす町単位の自治会（以下「町自治会」という。）が、まちづくりに資する目的をもって実施するボランティア活動に対し、予算の範囲内で羽島市自治会によるボランティア活動支援報償金（以下「報償金」という。）を支給することに関し、羽島市補助金交付規則（昭和44年羽島市規則第8号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(支給対象となる活動)

第2条 支給対象となる活動は、道路、水路又は河川敷地の清掃及び保全に資するものとする。ただし、市及び関係団体の補助金等により経費が交付されているものについては、対象としない。

(活動実施期間)

第3条 活動実施期間は、毎年4月から翌年3月までとする。

(報償金)

第4条 報償金の額は、町自治会を構成する世帯のうち活動に参加する世帯を対象とし、一世帯あたり200円とする。この場合において、支給対象となる活動が複数あっても、その町自治会を構成する世帯数を超えることはできないものとする。

(報償金の支給申請)

第5条 報償金の支給を受けようとする町自治会は、支給を受ける年度の5月末日までに、羽島市自治会によるボランティア活動支援報償金支給申請書（別記第1号様式。以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて市長へ提出しなければならない。

- (1) 町自治会の活動計画書
- (2) 町自治会の参加者名簿
- (3) その他市長が必要と認める書類

(報償金の支給の決定通知)

第6条 市長は、前条の規定による支給申請書の提出があったときは、当該申請に係る書類を審査し、支給する報償金の額を決定する。

2 市長は、前項の規定により支給を決定したときは、羽島市自治会によるボランティア活動支援報償金支給決定通知書（別記第2号様式）により申請書を提出した町自治会に通知する。

3 市長は、第1項の規定により支給を決定しなかったときは、羽島市自治会によるボランティア活動支援報償金不支給決定通知書（別記第3号様式）により申請書を提出した町自治会に通知する。

（報償金の実績報告）

第7条 町自治会は、報償金の支給の対象となった活動が完了したときは、羽島市自治会によるボランティア活動支援報償金実績報告書（別記第4号様式。以下「実績報告書」という。）に次に掲げる書類を添えて、活動完了後1月以内又は報償金の支給の決定があった年度の3月31日のいずれか早い日までに市長へ提出しなければならない。

（1） 活動の実施日時及び参加者名簿

（2） 活動の実施状況の分かる写真

（3） 振込依頼書（別記第5号様式）

（4） その他市長が必要と認める書類

（報償金の額の確定）

第8条 市長は、前条の規定による実績報告書を受領したときは内容の審査等を行い、支給決定の内容に適合すると認めたときは支給すべき報償金の額を確定し、羽島市自治会によるボランティア活動支援報償金支給確定通知書（別記第6号様式）により実績報告書を提出した町自治会に通知する。

（報償金の支給）

第9条 市長は、前条の規定による報償金の額の確定後、報償金を支給するものとする。

（報償金の返還）

第10条 市長は、支給を受けた町自治会が、虚偽その他不正の手段により報償金の支給を受けたことが判明したときは、その報償金の額の全部又は一部を返還させることができる。

（その他）

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和３年４月１日から施行する。

附 則（令和３年１１月３０日告示第３１４号）

この告示は、令和３年１２月１日から施行する。